

はじめに

みなさまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は家計地震保険の再保険を扱う国内唯一の専門会社として昭和 41 年に設立されました。以来、再保険金支払体制の強化・充実に最大限の努力を払うとともに、その裏付けとなる資産の管理・運用について細心の努力を払ってまいりました。

その結果、平成 14 年 3 月末現在の総資産残高は 6,817 億円に達しました。

損害保険業界におきましては、持株会社によるグループ化あるいは合併による新会社の発足など事業環境の変化はめまぐるしく、その動きはさらに今後も続くものと思われま

す。家計地震保険制度における再保険分野を受け持つ当社としましては、今後とも環境の変化、時代の要請に対応できる柔軟かつ効率的な経営を目指して努力を続けていく所存でございます。

本ディスクロージャー誌は、当社の現状と活動についてご理解をいただくために作成いたしました。お役に立てれば幸いです。

平成 14 年 8 月

日本地震再保険株式会社

取締役社長 足立和基

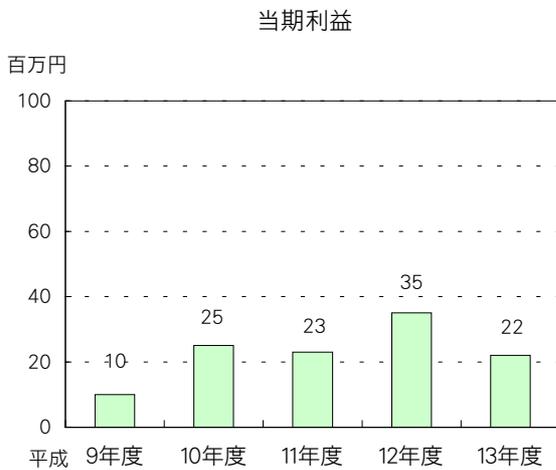
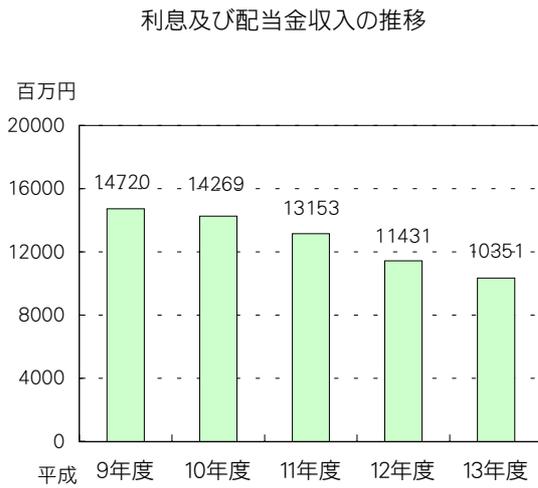
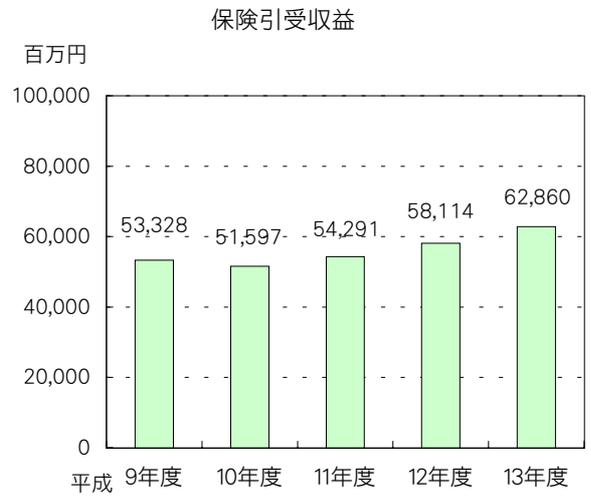
I 会社の現況	4
1 代表的な経営指標.....	4
2 経営方針.....	6
3 会社の特色.....	6
4 運営体制.....	6
(1) 法令遵守の体制.....	6
(2) リスク管理の体制.....	6
(3) 社外・社内の監査・検査体制.....	7
(4) 有事の際の体制.....	8
5 社会貢献活動.....	8
(1) 救命技能認定証の取得.....	8
(2) 地球環境問題.....	8
(3) ボランティア.....	8
6 トピックス.....	9
(1) 総支払限度額の改定(4兆5,000億円).....	9
(2) 地震保険制度(料率)改定.....	9
(3) ホームページの充実.....	9
II 会社の概要	10
1 会社の沿革.....	10
2 会社の組織.....	10
(1) 会社の機構.....	10
(2) 営業機構.....	10
(3) 店舗所在地の一覧表.....	10
(4) 海外ネットワーク.....	11
3 子会社の概況等.....	11
4 株主・株式の状況.....	11
(1) 基本事項.....	11
(2) 株式状況.....	11
(3) 大株主.....	11
(4) 資本金の推移.....	12
5 役員の状況.....	13
6 従業員の状況.....	15
III 地震保険のしくみ	16
1 地震保険制度発足の経緯.....	16
2 地震保険の内容(平成14年4月1日現在).....	16
(1) 担保する危険.....	16
(2) 保険の目的.....	16

(3) 保険期間.....	16
(4) 保険金額.....	17
(5) 支払保険金.....	17
(6) 損害の認定基準.....	17
(7) 総支払限度額.....	17
(8) 保険料率.....	18
3 再保険の仕組み.....	20
4 当社・損害保険会社および政府の保険責任.....	21
(1) 当社・損害保険会社、政府の責任(負担)限度額.....	21
(2) 負担方法(再保険スキーム).....	21
(3) 平成13年度末の民間危険準備金および政府責任準備金の残高.....	21
(4) 当社・損害保険会社・政府の負担額の具体例.....	22
5 再保険料率(平成14年4月1日現在).....	22
6 保険金支払いの仕組み.....	23
7 再保険金の支払状況.....	24
8 地震保険契約都道府県別保有高および普及率(平成14年3月末現在).....	25
IV 事業の概況.....	26
1 直近の事業年度における事業の概況.....	26
(1) 損益の状況.....	26
(2) 資産の状況.....	26
(3) 保険引受の状況.....	26
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標.....	27
3 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標.....	28
(1) 主要な業務の状況を示す指標等.....	28
(2) 保険契約に関する指標等.....	29
(3) 経理に関する指標等.....	29
(4) 特別勘定に関する指標.....	32
(5) 地震保険の責任準備金残高の内訳.....	32
(6) 資産運用に関する指標等.....	32
V 経理の状況.....	40
1 直近の2事業年度における計算書類.....	40
(1) 貸借対照表.....	40
(2) 損益計算書.....	43
(3) キャッシュ・フロー計算書.....	45
(4) 利益処分.....	46
(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額.....	46
2 リスク管理債権.....	47
(1) 破綻先債権.....	47

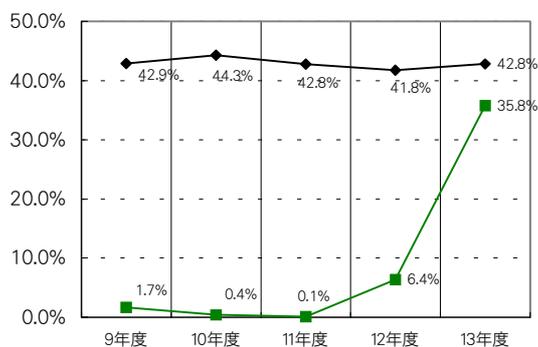
(2) 延滞債権.....	47
(3) 3ヶ月以上延滞債権.....	47
(4) 貸付条件緩和債権.....	47
(5) リスク管理債権の合計額.....	47
3 債務者区分に基づいて区分された債権.....	47
(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権.....	47
(2) 危険債権.....	47
(3) 要管理債権.....	47
(4) 正常債権.....	47
4 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率).....	48
5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益).....	49
(1) 有価証券.....	49
(2) 金銭の信託.....	51
(3) デリバティブ取引情報.....	51
(4) その他.....	52
VI 損害保険用語の解説.....	53

1 会社の現況

1 代表的な経営指標



正味損害率・正味事業費率



ソルベンシー・マージン比率



(単位:百万円)

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
正味収入保険料	45,039	44,515	48,257	52,637	50,859
正味損害率	1.7%	0.4%	0.1%	6.4%	35.8%
正味事業費率	42.9%	44.3%	42.8%	41.8%	42.8%
保険引受収益	53,328	51,597	54,291	58,114	62,860
利息及び配当金収入	14,720	14,269	13,153	11,431	10,351
経常利益	1,688	1,077	661	534	707
当期利益	10	25	23	35	22
ソルベンシー・マージン比率	96.8%	211.5%	179.0%	188.8%	203.3%
純資産額	1,406	1,431	1,484	1,519	1,569
総資産額	489,048	534,814	585,789	637,214	681,736
その他有価証券評価差額金	—	—	—	—	27
地震保険評価差額金	—	—	—	—	11,748
不良債権状況	—	—	—	—	—

(注) 地震保険評価差額金…地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額であります。

2 経営方針

「家計地震保険制度の健全な運営を通して、豊かで安全な社会制度の維持・発展に寄与し、広く社会から信頼される企業を目指す。」ことを経営理念としております。

さらに、「社員の主体性・チャレンジ精神を原点において、

- (1) 環境の変化に迅速・果断に挑戦し、公正・透明で健全な経営を実現する。
- (2) 再保険金支払い体制を万全なものとし、有事における迅速かつ的確な対応を実現する。
- (3) 資産運用は、流動性と安全性を第一義とし、それに収益性を加味して着実に行う。」

ことを経営方針としております。

3 会社の特色

当社は、「地震保険に関する法律」第3条第1項(注)により、保険会社等が負う保険責任を再保険する会社として、また政府の再保険契約の相手方として設立された会社であり、家計地震保険制度の再保険機構における中核となる会社であります。

(注) 条文は、次のとおりです。

「政府は、地震保険契約によって保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる。」

4 運営体制

(1) 法令遵守の体制

当社は法令等の遵守を経営の最重要課題のひとつと位置付け、金融機関として求められる健全な企業風土の醸成に努めております。

コンプライアンスを一元的に管理・推進していくために、コンプライアンス推進室を設置し、各部にコンプライアンス推進員を任命しております。また、監査役、内部監査委員会とも連携してコンプライアンス全般に関する取組状況について定期的に検証し、社内管理体制の充実を図っております。

本年度は、引き続き「コンプライアンス・マニュアル」を全社員に周知徹底するとともに、コンプライアンス推進員による個別業務に関する法令等の研修を各部毎に実施して、コンプライアンスの更なる推進を図ってまいります。

(2) リスク管理の体制

金融の自由化の進展、金融技術の高度化、複雑化など金融を取り巻く環境が急速に変化する中、リスク管理の重要性は益々高まってきております。

当社ではリスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスク管理体制の整備・充実に努めています。具体的な取り組みとしては、リスクの状況を正確に把握し、適切に管理するため、リスク管理を統括する部署として「リスク管理グループ」を設置し、リスクの統合管理機能の強化を図るとともに、その状況を常務会、取締役会に定期的に報告しております。

①資産運用リスクへの対応について

当社はその性格から巨大地震発生の際の再保険金支払いを迅速かつ確実に行うことを第一として、資産運用リスク管理を行っております。

(イ) 市場リスク

金利、為替の変動による資産価値の下落幅の計測を行い、これにもとづいてリスク量を限定しながら運用を行っております。

(ロ) 信用リスク

格付け機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定し、かつ同一発行体への集中を避けて投資しております。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別的な管理も行っております。

(ハ) 流動性リスク

手元流動性を十分確保するとともに、換金性の高い資産での運用を行っております。

②事務リスクへの対応について

権限や事務手続き等の規程を整備するとともに総合事務処理マニュアルを制定し、正確で迅速な事務処理を徹底しております。また、内部監査委員会による内部監査において、規程・付則・事務マニュアルが網羅的にかつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしております。

③システムリスクへの対応について

災害時におけるシステムのセキュリティ確保に重点を置いて危機管理計画を見直し、管理体制の充実に努めております。

(3) 社外・社内の監査・検査体制

①社外の監査および検査

当社は、保険業法第 129 条にもとづく金融庁の検査及び地震保険に関する法律第 9 条にもとづく財務省の検査を受けることとなっております。

また、このほかに、商法特例法にもとづき、中央青山監査法人の監査を受けております。

②社内の監査

監査役が行う商法上の監査のほかに、当社では社内の独立組織として「内部監査委員会」を設置しています。会社の健全な発展と社会的な信用の向上に資するため、内部監査ではすべての業務を対象として、会社における諸制度および諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から検証することを行っております。

(4) 有事の際の体制

① 資金調達体制整備

当社は、再保険金の支払いに備えて、常に流動性の高い資産で運用しており、基本的には4日以内に換金できるように準備しております。しかし、首都圏で巨大地震が発生した場合は、最悪、市場が機能せず換金が困難もしくは著しく不利な価格で売却せざるを得ない状況も予想されます。こうした事態に備え再保険金の支払いに万全を期すために銀行と総枠2,640億円の融資協定を締結しております。

② 災害対策委員会の常設

巨大地震に備えた再保険金支払いの訓練、マニュアルの整備等を行う災害対策委員会を部レベルの常設機関にし、さらに充実した体制作りを目指しております。

特に本年度は、巨大地震を想定した支払体制につき、具体的なシミュレーションに基づいて見直しを進めています。

なお、当委員会は巨大地震発生時には、そのとき設置される災害対策本部(本部長:社長)の事務局に自動的に移行します。

5 社会貢献活動

(1) 救命技能認定証の取得

大地震をはじめとする各種災害発生時等における負傷者救護に役立てるため、役職員は全員東京消防庁による上級救命講習を受講、修了し、「上級救命技能認定証」を取得しております。

(2) 地球環境問題

社内における紙、電気、ガスの省資源、グリーン購入、分別回収ボックスによるリサイクルに取り組んでいます。

また、事務所の冷暖房の温度設定を緩め、夏季はノージャケット、ノーネクタイ可としております。

(3) ボランティア

- ・社内において、読み終わった図書の交換によるチャリティーを行い、その収益金および同額の会社協力を「国境なき医師団」に寄贈しました。
- ・使用済みの切手およびプリペイドカードならびに書き損じのハガキを中央区ボランティアセンターを通じて日本キリスト教海外医療協力会へ寄贈しました。

6 トピックス

(1) 総支払限度額の改定(4兆5,000億円)

平成14年4月1日より、一回の地震等によって政府および保険会社が支払う保険金の総支払限度額が4兆1,000億円から4兆5,000億円に改定されました。

詳細については、21ページの「III 地震保険のしくみ 4. 当社・損害保険会社および政府の保険責任」をご覧ください。

(2) 地震保険制度(料率)改定

平成13年10月1日より、基本料率の改定と住宅の耐震性能に応じた割引制度が導入されました。詳細については、16ページの「III 地震保険のしくみ 2.地震保険の内容」をご覧ください。

(3) ホームページの充実

平成13年9月のオープン以来、リアルタイムな情報発信の手段として機能しています。英語版 Earthquake Insurance や地震保険Q&Aを追加する等、随時更新しています。

II 会社の概要

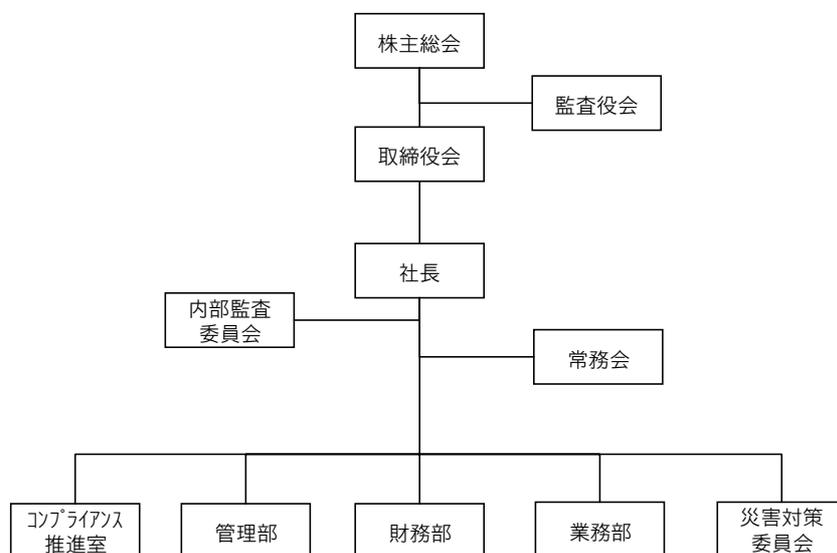
1 会社の沿革

昭和 41 年 5 月 30 日	国内損害保険会社 20 社の出資により資本金 10 億円で東京都千代田区に会社設立
昭和 41 年 6 月 1 日	地震保険事業免許を取得
昭和 41 年 6 月 1 日	営業開始
平成 8 年 7 月 1 日	所在地を東京都中央区に移転

2 会社の組織

(1) 会社の機構

(平成 14 年 4 月 1 日現在)



(2) 営業機構

ありません。

(3) 店舗所在地の一覧表

本社のみ 東京都中央区日本橋小舟町 8-1 小舟町富士プラザ内 Tel:03-3664-6074

(4) 海外ネットワーク

ありません。

3 子会社の概況等

該当ありません。

4 株主・株式の状況

(1) 基本事項

①株主総会開催時期

毎年4月1日から4ヶ月以内に招集し、臨時総会の必要がある場合には随時招集いたします。

②決算期日

毎年3月31日

③公告掲載新聞

保険業法に定める公告は東京都において発行される日本経済新聞に掲載し、その他公告は官報に掲載いたします。

(2) 株式状況

(平成14年7月1日現在)

発行する株式の総数	2,000千株
発行済み株式の総数	2,000千株
株主数	15名

(3) 大株主

(平成14年7月1日現在)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三井住友海上火災保険株式会社	338	16.9
東京海上火災保険株式会社	300	15.0
株式会社損害保険ジャパン	294	14.7
日動火災海上保険株式会社	237	11.9
日本興亜損害保険株式会社	208	10.4
あいおい損害保険株式会社	153	7.7
富士火災海上保険株式会社	123	6.2
ニッセイ同和損害保険株式会社	102	5.1
トーア再保険株式会社	93	4.7
日新火災海上保険株式会社	61	3.1

(4) 資本金の推移

(単位:億円)

年度	平成 11 年度末	平成 12 年度末	平成 13 年度末
資 本 金	10	10	10

5 役員の状況

(平成 14 年 6 月 28 日現在)

役名および職名	氏名・生年月日	職 歴
取締役社長 (代表取締役)	あだち かずもと 足立 和基 昭和9年5月5日	昭和32年 4月 大蔵省入省(現財務省) 昭和62年 6月 同省理財局長就任 平成元年 7月 住宅金融公庫副総裁就任 平成 6年 6月 社団法人信託協会副会長就任 平成12年 6月 当社代表取締役社長就任
常務取締役 (代表取締役)	しらき ひろし 新良 貴寛 昭和12年4月25日	昭和37年 4月 日動火災海上保険株式会社入社 平成 3年 6月 同社取締役就任 平成 6年 6月 同社常務取締役就任 平成 9年 6月 当社代表取締役常務取締役就任
常務取締役 (代表取締役)	てらべ こうへい 寺部 孝平 昭和13年10月20日	昭和36年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成 4年 6月 同社取締役就任 平成 7年 6月 同社常務取締役就任 平成 9年 6月 当社代表取締役常務取締役就任
常務取締役 (代表取締役)	はっとり たつお 服部 辰雄 昭和13年12月19日	昭和37年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 (現三井住友海上) 昭和63年 6月 同社取締役就任 平成 4年 5月 同社常務取締役就任 平成 8年 6月 同社常任監査役就任 平成10年 6月 当社代表取締役常務取締役就任
取 締 役	うえむら ひろゆき 植村 裕之 昭和17年1月23日	昭和40年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 (現三井住友海上) 平成 3年 6月 同社取締役就任 平成10年 6月 同社代表取締役社長就任 平成10年 6月 当社取締役就任

役名および職名	氏名・生年月日	職 歴
取締役	いしはら くにお 石原 邦夫 昭和18年10月17日	昭和41年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成 7年 6月 同社取締役就任 平成13年 6月 同社代表取締役社長就任 平成13年 6月 当社取締役就任
取締役	ひぐち とみお 樋口 富雄 昭和17年10月22日	昭和40年 4月 日動火災海上保険株式会社入社 平成 5年 6月 同社取締役就任 平成13年 6月 同社代表取締役社長就任 平成13年 6月 当社取締役就任
取締役	ひらの ひろし 平野 浩志 昭和17年6月25日	昭和40年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成 6年 6月 同社取締役就任 平成11年 4月 同社代表取締役社長就任 平成11年 6月 当社取締役就任
取締役	まつざわ けん 松澤 建 昭和13年3月30日	昭和35年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 (現日本興亜損害) 平成元年 6月 同社取締役就任 平成10年 7月 同社代表取締役社長就任 平成13年 6月 当社取締役就任
常勤監査役	くぼた かずお 窪田 和男 昭和10年4月12日	昭和33年 4月 社団法人日本損害保険協会入社 平成 4年 6月 同会理事就任 平成 9年 6月 同会常務理事就任 平成12年 6月 当社常勤監査役就任
監査役	せしも あきら 瀬下 明 昭和16年8月24日	昭和42年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社 (現あいおい損害) 平成 6年 6月 同社取締役就任 平成10年 6月 同社代表取締役社長就任 平成10年 6月 当社監査役就任

役名および職名	氏名・生年月日	職 歴
監査役	いしづか てつお 石塚 銃 男 昭和16年4月22日	昭和39年 4月 富士火災海上保険株式会社入社 平成 3年 6月 同社取締役就任 平成14年 4月 同社代表取締役社長兼最高経営責任者就任 平成14年 6月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者就任 平成14年 6月 当社監査役就任
監査役	すどう しゅういちろう 須藤 秀一郎 昭和16年11月24日	昭和39年 4月 同和火災海上保険株式会社入社 (現ニッセイ同和損害) 平成 3年 6月 同社取締役就任 平成10年 6月 同社代表取締役社長就任 平成13年 6月 当社監査役就任

6 従業員の状況

(平成14年3月31日現在)

	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名 20	歳 41.3	年 10.6	千円 405
営業職員	—	—	—	—

(注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者を含んでおりません。

2. 平均給与月額は平成14年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与を含んでおりません。

111 地震保険のしくみ

1 地震保険制度発足の経緯

わが国は、世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害は、その発生がきわめて不規則であること、大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから通常では、保険制度としては成立しにくいものと考えられていました。そのため過去において長年にわたり、地震保険制度についての研究、論議が繰り返されてきましたが、なかなか実現には至りませんでした。しかし、震災によって家屋・家財等の生活基盤を失った被災者の復興に役立つ家計地震保険^(※)制度の創設は社会的な要請であり、損害保険業界において制度創設の研究が進められていました。

昭和 39 年(1964 年)6 月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和 41 年(1966 年)5 月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険制度が発足しました。

制度発足時の地震保険の内容は、保険金額の限度額は建物 90 万円、家財 60 万円、支払保険金は全損の場合のみ補償、総支払限度額は 3,000 億円というものでありましたが、その後数回の改定を経て、現在は次の内容のとおりとなっています。

(※) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業の様々な危険に対処するために企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

2 地震保険の内容(平成 14 年 4 月 1 日現在)

地震保険は、居住用建物や家財を対象とする火災保険(住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険等)に、原則付帯^(※)されます。

地震保険のみを単独でご契約いただくことはできません。

(※) 地震保険をご希望されない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印していただくことになります。

(1) 担保する危険

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害

(2) 保険の目的

居住の用に供する建物および家財(生活用動産)

(3) 保険期間

1 年、長期(2 年～5 年)および短期の保険期間となります。

(4) 保険金額

地震保険を付帯する火災保険金額の 30%～50%の範囲となります。ただし建物は 5,000 万円、家財は 1,000 万円が限度です。

(5) 支払保険金

下表のとおり、損害の程度により 3 区分の支払いが行われます。

保険の目的	損害の程度	保険金支払額
建 物	全 損	保険金額の 100% (時価額が限度)
	半 損	保険金額の 50% (時価額の 50%が限度)
	一 部 損	保険金額の 5% (時価額の 5%が限度)
家 財	全 損	保険金額の 100% (時価額が限度)
	半 損	保険金額の 50% (時価額の 50%が限度)
	一 部 損	保険金額の 5% (時価額の 5%が限度)

(6) 損害の認定基準

建物の場合

損害の程度	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積	床上浸水
全 損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
半 損	建物の時価の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	—
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面から45cmをこえる浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合

家財の場合

損害の程度	家財の損害額
全 損	家財の時価の80%以上
半 損	家財の時価の30%以上80%未満
一 部 損	家財の時価の10%以上30%未満

(7) 総支払限度額

1 回の地震等につき 4 兆 5,000 億円が限度です。

(8) 保険料率

地震保険料率は、保険の目的である建物および家財を収容する建物の構造、所在地により決定されます。

①基本料率

保険金額 1,000 円、保険期間 1 年につき

(単位：円)

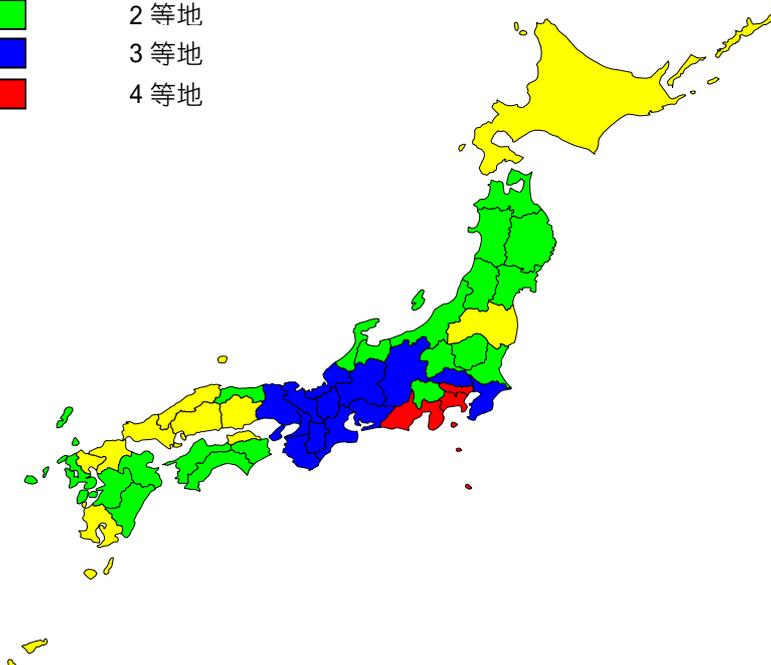
等地別	建物および家財の基本料率	
	非木造	木造
1 等 地	0.50	1.20
2 等 地	0.70	1.65
3 等 地	1.35	2.35
4 等 地	1.75	3.55

1等地 北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県

2等地 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県

3等地 埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

4等地 東京都、神奈川県、静岡県



②割引率(下記(イ)と(ロ)の重複適用は行なえません。)

下記の(イ)・(ロ)の場合に、前頁①の基本料率が割引かれます。

(イ) 建築年割引率

建物が昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築されたものである場合

割引率 10%

(ロ) 耐震等級割引率

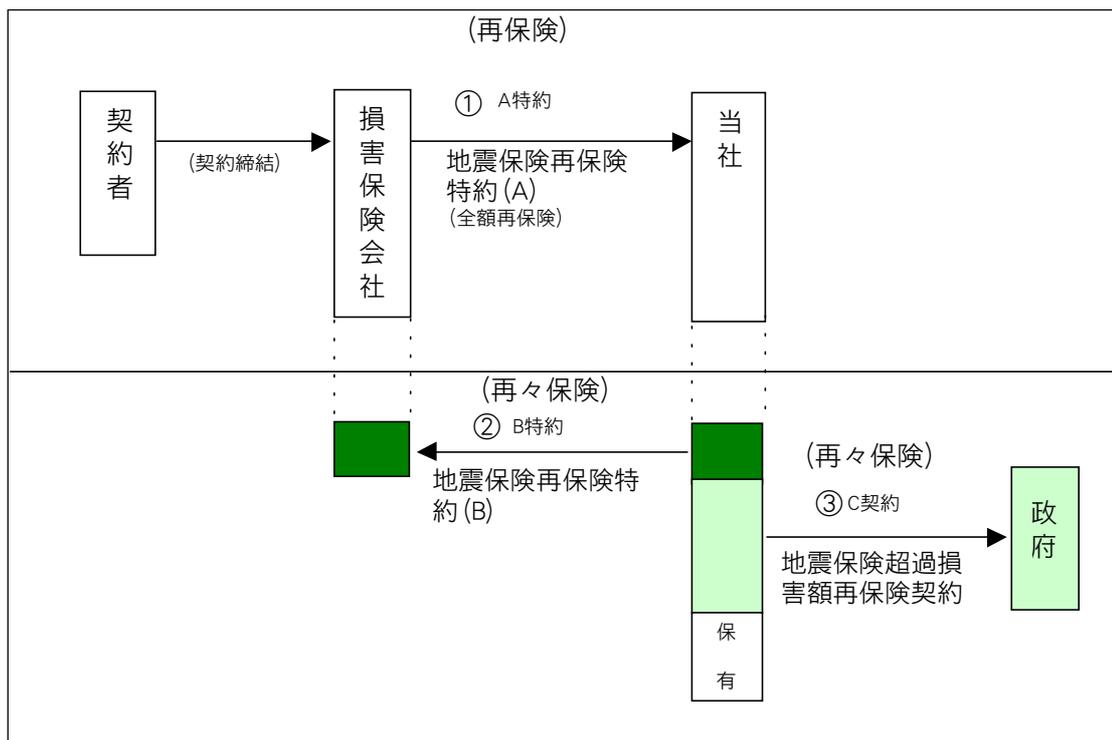
建物の耐震等級(住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する日本住宅性能表示基準に定める等級)が下記に該当する場合

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

3 再保険の仕組み

巨大地震等が発生した場合、巨額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の担保力には限度がありますので、再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険特約により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余を保有しています。



① 損害保険会社から当社への再保険〔地震保険再保険特約(A)〕

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもれなく当社に再保険し、当社は異議なくこれを引き受けることが定められています。

② 当社から損害保険会社への再々保険〔地震保険再保険特約(B)〕

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、地震保険再保険特約(A)によって引き受けた保険責任のうち損害保険会社が負担すべき保険責任について再々保険しています。それぞれの損害保険会社の地震保険の危険準備金残高などに応じて再保険の引き受け割合が決定されています。

③ 当社から政府への再々保険〔地震保険超過損害額再保険契約・・・C契約〕

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、地震保険再保険特約(A)によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に出再しています。

4 当社・損害保険会社および政府の保険責任

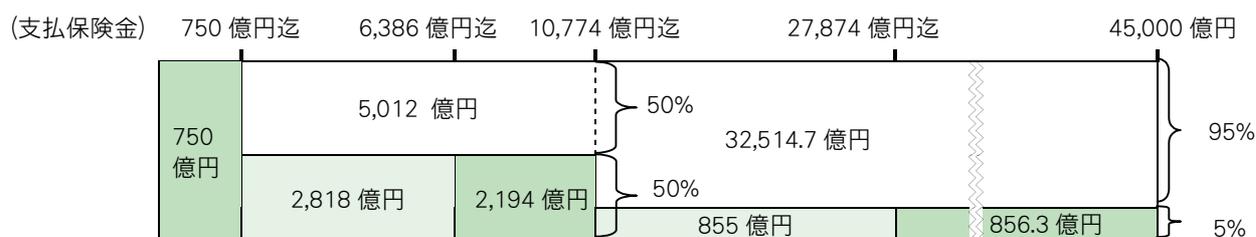
当社・損害保険会社および政府それぞれの責任限度額や責任負担の方法を簡単に図示したものが再保険スキームです。

現行の再保険スキームは、平成 14 年 4 月 1 日に次のとおり改定され、1 回の地震等につき政府は最大 3 兆 7,526.7 億円、当社と損害保険会社は最大 7,473.3 億円、合計 4 兆 5,000 億円を負担することになっています。

(1) 当社・損害保険会社、政府の責任(負担)限度額

当 社	3,800.3 億円
損害保険会社	3,673.0 億円
政 府	3 兆 7,526.7 億円
総 合 計	4 兆 5,000.0 億円

(2) 負担方法(再保険スキーム)



凡例

当社	
損害保険会社	
政府	

(3) 平成 13 年度末の民間危険準備金および政府責任準備金の残高

当 社	3,125 億円
損害保険会社	3,455 億円
政 府	7,972 億円
合 計	14,552 億円

(注) 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産計上額が含まれております。

(4) 当社・損害保険会社・政府の負担額の具体例

1 回の地震等により 2 兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は次のとおりとなります。

(単位:億円)

支払保険金 負担者	750 億円までの 部分	750 億円を超え 10,774 億円まで の部分	10,774 億円を 超え 2 兆円まで の部分	負担額 合計
当 社	750	2,194	—	2,944.0
損害保険会社	—	2,818	461.3	3,279.3
政 府	—	5,012	8,764.7	13,776.7
合 計	750	10,024	9,226.0	20,000.0

5 再保険料率 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

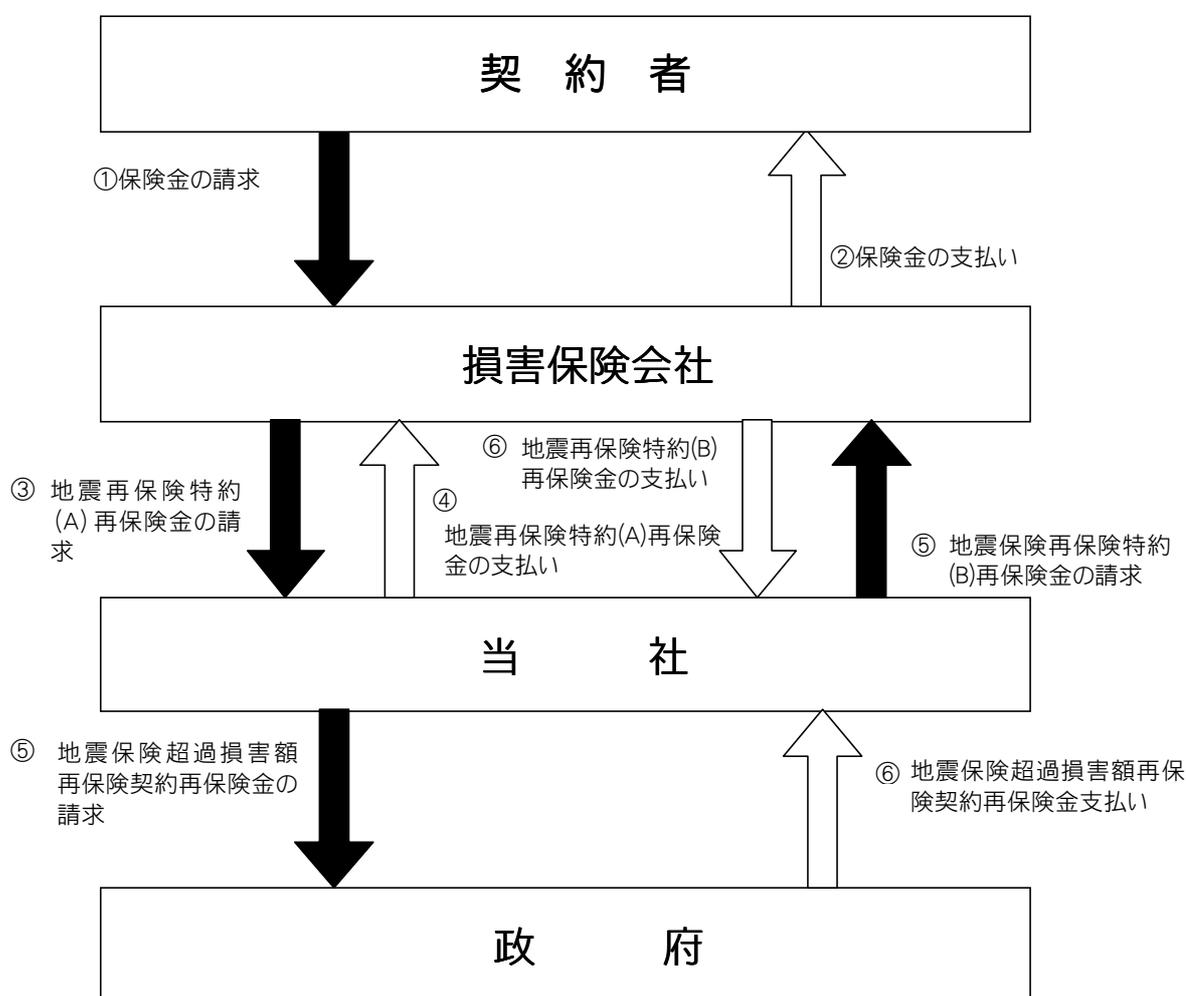
地震保険は、他の保険種目と異なり、短い期間では大数の法則に乗りにくいので、この保険独特の方法で料率を算出しています。再保険料率の算出にあたっては、長期的に収入(再保険料)と支出(再保険金)が相償うよう合理的に定めることとされています。この趣旨に沿って、1494 年から 1999 年までの過去 506 年間に発生し被害をともなった 375 の地震等について、これらの地震が現時点において再び発生した場合、個々の地震災害によって見込まれる支払保険金を 1 地震ごとに算出し、これを再保険スキームに当てはめ、当社、損害保険会社および政府それぞれが負担すべき保険金を算出しています。375 地震等全部についてのそれぞれの負担すべき支払保険金合計額の総支払保険金に対する割合を算出し、その値を損害保険会社および政府に対する再保険料率としています。

6 保険金支払いの仕組み

契約者が損害保険会社へ保険金の請求を行った後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

一地震ごとに支払われた再保険金の額が 750 億円を超える場合には、当社はその超えた額を政府および損害保険会社へそれぞれの再保険責任に応じた再保険金の額を請求します。政府、損害保険会社はそれぞれ当社へ再保険金として支払うことになります。



7 再保険金の支払状況

平成 13 年度支払いの再保険金は、平成 13 年 3 月 24 日発生の平成 13 年芸予地震にかかる再保険金を中心に証券件数 24 千件、再保険金 171 億円となりました。支払い状況は以下の表のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	証券件数(件)	支払再保険金(百万円)
平成 13 年芸予地震	平成 13 年 3 月 24 日	6.7	23,966	16,688
平成 12 年鳥取県西部地震	平成 12 年 10 月 6 日	7.3	234	113
新潟県中越地方を震源とする地震	平成 13 年 1 月 4 日	5.3	36	24
その他	—	—	146	288
平成 13 年度支払再保険金合計	—	—	24,382	17,113

また、地震保険制度誕生以来、再保険金支払額が多かった上位 10 地震等については以下の表のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	証券件数(件)	支払再保険金(百万円)
平成 7 年兵庫県南部地震	平成 7 年 1 月 17 日	7.3	65,427	78,347
平成 13 年芸予地震	平成 13 年 3 月 24 日	6.7	23,966	16,688
平成 12 年鳥取県西部地震	平成 12 年 10 月 6 日	7.3	4,044	2,848
平成 6 年北海道東方沖地震	平成 6 年 10 月 4 日	8.2	4,103	1,333
平成 6 年三陸はるか沖地震	平成 6 年 12 月 28 日	7.6	4,172	1,238
雲仙普賢岳噴火	平成 5 年 4 月 28 日 他	—	216	1,134
平成 5 年釧路沖地震	平成 5 年 1 月 15 日	7.8	3,627	990
日本海中部地震	昭和 58 年 5 月 26 日	7.7	703	651
鹿児島県薩摩地方を震源とする地震	平成 9 年 5 月 13 日 他	6.1 他	1,033	531
平成 12 年有珠山噴火	平成 12 年 3 月 29 日 他	4.3 他	322	420

8 地震保険契約都道府県別保有高および普及率(平成14年3月末現在)

※平成14年3月末の世帯数が確定していないため、平成13年3月末現在の世帯数を記載しております。したがって、普及率は暫定値となっております。

都道府県名	世帯数(A)	地震保険		普及率 (B)/(A)	平均 保険金額	構成割合	
		件数(B)	保険金額			件数	保険金額
	千世帯	千件	百万円	%	千円	%	%
北海道	2,437	385	2,417,969	15.80	6,280	4.89	4.42
青森	538	59	368,622	10.87	6,300	0.74	0.67
岩手	480	36	240,954	7.55	6,653	0.46	0.44
宮城	830	135	937,726	16.30	6,929	1.72	1.71
秋田	404	34	222,729	8.35	6,607	0.43	0.41
山形	380	24	179,188	6.42	7,335	0.31	0.33
福島	698	72	512,386	10.38	7,075	0.92	0.94
東北計	3,330	361	2,461,604	10.83	6,826	4.58	4.50
茨城	1,006	149	998,052	14.80	6,706	1.89	1.82
栃木	677	81	611,070	12.05	7,498	1.03	1.12
群馬	695	58	429,127	8.37	7,381	0.74	0.78
北関東計	2,377	288	2,038,249	12.13	7,066	3.66	3.73
埼玉	2,533	474	3,002,425	18.71	6,334	6.02	5.49
千葉	2,238	479	3,349,970	21.42	6,989	6.08	6.12
東京	5,500	1,378	9,785,027	25.05	7,101	17.49	17.89
神奈川	3,424	812	5,470,437	23.71	6,739	10.30	10.00
南関東計	13,694	3,143	21,607,859	22.95	6,875	39.90	39.51
新潟	790	89	608,562	11.21	6,871	1.12	1.11
富山	358	26	222,503	7.28	8,548	0.33	0.41
石川	405	42	326,949	10.26	7,874	0.53	0.60
福井	255	26	216,610	10.04	8,464	0.32	0.40
山梨	310	52	460,550	16.77	8,850	0.66	0.84
長野	754	50	449,476	6.68	8,924	0.64	0.82
北陸・甲信越計	2,872	284	2,284,650	9.89	8,041	3.61	4.18
岐阜	679	109	732,946	16.06	6,715	1.39	1.34
静岡	1,298	265	1,814,596	20.38	6,860	3.36	3.32
愛知	2,523	562	3,789,105	22.28	6,742	7.13	6.93
三重	650	79	582,562	12.23	7,332	1.01	1.07
中部計	5,150	1,015	6,919,209	19.71	6,816	12.89	12.65
滋賀	438	41	308,397	9.37	7,509	0.52	0.56
京都	1,013	116	844,916	11.43	7,295	1.47	1.54
大阪	3,530	570	3,792,703	16.15	6,653	7.24	6.93
兵庫	2,110	264	1,889,616	12.53	7,149	3.36	3.45
奈良	511	66	472,910	12.94	7,153	0.84	0.86
和歌山	402	43	317,160	10.71	7,371	0.55	0.58
近畿計	8,004	1,100	7,625,701	13.75	6,930	13.97	13.94
鳥取	210	28	208,568	13.34	7,443	0.36	0.38
島根	262	20	161,125	7.48	8,206	0.25	0.29
岡山	711	67	471,676	9.42	7,045	0.85	0.86
広島	1,131	198	1,430,225	17.53	7,211	2.52	2.61
山口	608	62	480,890	10.25	7,720	0.79	0.88
中国計	2,923	375	2,752,484	12.84	7,335	4.76	5.03
徳島	298	33	284,411	11.25	8,500	0.42	0.52
香川	379	49	396,079	13.00	8,032	0.63	0.72
愛媛	588	67	488,903	11.39	7,299	0.85	0.89
高知	335	49	329,920	14.49	6,787	0.62	0.60
四国計	1,600	198	1,499,312	12.40	7,558	2.52	2.74
福岡	1,948	303	2,066,980	15.57	6,816	3.85	3.78
佐賀	287	15	118,162	5.31	7,755	0.19	0.22
長崎	578	34	249,494	5.88	7,330	0.43	0.46
熊本	672	108	771,161	16.08	7,142	1.37	1.41
大分	468	52	413,888	11.02	8,022	0.65	0.76
宮崎	462	69	474,826	14.89	6,903	0.87	0.87
鹿児島	743	113	745,123	15.21	6,596	1.43	1.36
沖縄	471	34	246,755	7.18	7,305	0.43	0.45
九州計	5,628	728	5,086,390	12.93	6,990	9.24	9.30
全国計	48,015	7,878	54,693,427	16.41	6,942	100.00	100.00

(注) 1.世帯数は、平成13年3月末現在(市町村自治研究会編 住民基本台帳人口要覧 平成13年版)

2.地震保険件数・保険金額は、損害保険料率算出機構統計による。

IV 事業の概況

1 直近の事業年度における事業の概況

(1) 損益の状況

① 経常収益

保険引受収益 628 億円に、資産運用収益 105 億円およびその他経常収益 23 百万円を加えた経常収益は 734 億円となりました。

② 経常費用

保険引受費用 617 億円に、資産運用費用 55 億円、営業費及び一般管理費 8 億円ならびにその他経常費用 45 億円を加えた経常費用は 727 億円となりました。

③ 経常利益および当期利益

経常収益 734 億円から経常費用 727 億円を差し引いた経常利益は 7 億円となり、法人税及び住民税 6 億円および法人税等調整額 1 百万円等を差し引いた当期利益は 22 百万円となりました。

(2) 資産の状況

① 資産の部

資産合計は 6,817 億円となりました。主な内訳は、現金及び預貯金 228 億円、コールローン 175 億円、金銭の信託 140 億円および有価証券 6,182 億円であります。

② 負債の部

負債合計は 6,801 億円となりました。主な内訳は、保険契約準備金 3,609 億円および受託金 2,969 億円であります。

③ 資本の部

資本合計は 15 億円となりました。

(3) 保険引受の状況

保険引受収益についてみると、受再保険料から出再保険料等を差し引いた正味収入保険料は 508 億円となりました。保険引受費用のうち支払保険金から回収再保険金を差し引いた正味支払保険金が 170 億円、損害調査費が 11 億円となったため当期の損害率は 35.8%となりました。元受社への再保険手数料である諸手数料及び集金費は 213 億円、危険準備金への繰入等による責任準備金繰入額は、222 億円となりました。また、営業費及び一般管理費は、社費削減に努めました結果 8 億円となりました。

2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目 \ 年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	45,039 (△ 0.2%)	44,515 (△ 1.2%)	48,257 (8.4%)	52,637 (9.1%)	50,859 (△ 3.4%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	62,917 (2.9%)	61,195 (△ 2.7%)	67,175 (9.8%)	68,287 (1.7%)	73,430 (7.5%)
経常利益 (対前期増減(△)率)	1,688 (19.8%)	1,077 (△ 36.2%)	661 (△ 38.6%)	534 (△ 19.2%)	707 (32.5%)
当期利益 (対前期増減(△)率)	10 (△ 45.4%)	25 (148.4%)	23 (△ 7.7%)	35 (51.1%)	22 (△ 34.5%)
資本金 (発行済株式総数)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額	1,406	1,431	1,484	1,519	1,569
総資産額	489,048	534,814	585,789	637,214	681,736
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)	249,743 (14.5%)	280,425 (12.3%)	313,343 (11.7%)	338,558 (8.0%)	360,778 (6.6%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)	440,779 (13.7%)	469,285 (6.5%)	522,178 (11.3%)	542,208 (3.8%)	618,296 (14.0%)
ソルベンシー・マージン比率	96.8%	211.5%	179.0%	188.8%	203.3%
配当性向	—%	—%	—%	—%	—%
従業員数	24名	23名	22名	20名	20名

(注)平成10年度よりソルベンシー・マージン比率の計算方法が改正されていますが、平成9年度の比率は旧法令にもとづき計算した数値をそのまま記載しております。なお、当社数値は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないこととなっております。詳細は、48、49頁を参照下さい。

3 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度	
			増減率		増減率		増減率
地震		48,257	8.4 %	52,637	9.1 %	50,859	△ 3.4%

(注)正味収入保険料…受再保険料から出再保険料を控除したものであります。

② 解約返戻金

(単位:百万円)

種目	年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
地震		852	895	1,897

(注)解約返戻金…受再保険の解約返戻金であります。

③ 保険引受利益

(単位:百万円)

区分	年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
保険引受収益		54,291	58,114	62,860
保険引受費用		53,216	57,167	61,771
営業費及び一般管理費		438	438	420
その他の収支		△ 636	△ 509	△ 669
保険引受利益		—	—	—

(注)1.上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2.その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額であります。

④ 正味支払保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
地震		57	3,179	17,055

(注) 正味支払保険金…受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものであります。

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金

該当ありません。

②正味損害率及び正味事業費率

(単位:百万円)

区分	年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
正味損害率		0.1%	6.4%	35.8%
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費)		20,668	21,977	21,772
(諸手数料及び集金費)		438	438	420
		20,230	21,539	21,352
正味事業費率		42.8%	41.8%	42.8%

(注)1.正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2.正味事業費率…(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)
÷正味収入保険料

(3) 経理に関する指標等

①支払備金の額及び責任準備金の額

(単位:百万円)

科目	年度	平成 11 年度末	平成 12 年度末	平成 13 年度末
支払備金		3	7,046	178
責任準備金		313,343	338,558	360,778
合計		313,347	345,604	360,957

②引当金明細表

(単位:百万円)

区分	平成 12 年	平成 13 年	平成 13 年度減少額		平成 13 年	摘要
	度末残高	度増加額	目的使用	その他	度末残高	
一般貸倒引当金	39	19	—	※ 39	19	※洗替による取崩額
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金	59	15	12	—	62	
賞与引当金	16	17	16	—	17	
価格変動準備金	0	0	—	—	1	
合計	116	52	29	39	100	

③貸付金償却の額

該当ありません。

④資本金等明細表

(単位:百万円)

区 分		平成 12 年度 末残高	平成 13 年度 増加額	平成 13 年度 減少額	平成 13 年度 末残高
資 本 金		1,000	—	—	1,000
うち 発行 株式	額 面 普 通 株 式	(2,000千株) 1,000	—	—	(2,000千株) 1,000
	計	(2,000千株) 1,000	—	—	(2,000千株) 1,000
利益準備金 および 任意積立金	(利 益 準 備 金)	1	—	—	1
	(任 意 積 立 金)	56	—	—	56
	特 別 準 備 金	17	—	—	17
	価額変動特別積立金	39	—	—	39
計		57	—	—	57

⑤事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

年度 区分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
人 件 費	288	322	382
物 件 費	425	574	1,440
税 金 ・ 拠 出 金	133	144	139
諸手数料及び集金費	20,230	21,539	21,352
合 計	21,077	22,580	23,316

(注)金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額であります。

⑥有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

年度 区分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
公 社 債	2,526	1,820	553
外 国 証 券	6	35	169
合 計	2,533	1,855	723

⑦有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
公 社 債	1,894	140	107
外 国 証 券	1,982	1,023	113
合 計	3,877	1,164	220

⑧有価証券評価損明細表

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
公 社 債	△ 970	—	—
外 国 証 券	2,818	—	—
合 計	1,847	—	—

⑨減価償却費明細表

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	平成 13 年度 償却額	償却累計額	平成 13 年度 未残高	償却累計率 %
建 物	88	4	37	51	42.1
(営 業 用)	(88)	(4)	(37)	(51)	(42.1)
(賃 貸 用)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
動 産	23	1	16	6	73.0
合 計	112	6	54	57	48.5

⑩不動産動産等処分益

該当ありません。

⑪不動産動産等処分損

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
建 物	—	—	—
動 産	—	0	—
合 計	—	0	—

(4) 特別勘定に関する指標

該当ありません。

(5) 地震保険の責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区分	年度	平成 12 年度末	平成 13 年度末
	危険準備金		294,412
払戻積立金		3,203	3,246
未経過保険料積立金		40,942	45,008
合計		338,558	360,778

(6) 資産運用に関する指標等

①資産運用方針

当社は大地震などの発生の際には多額の再保険金を迅速に支払う必要に迫られることから、流動性と安全性を第一義に、これに危険準備金の増加を促進するための収益性を加味して運用することを基本方針としております。また、取引執行部門とは独立したリスク管理部門が各種リスクを把握し、適切に対応しております。

②資産運用の概況

預貯金

(単位:百万円)

区分	年度	平成 11 年度末	平成 12 年度末	平成 13 年度末
	預貯金		14,831	32,709
(普通預金)		(3,541)	(419)	(2,578)
(定期預金)		(11,290)	(32,290)	(20,290)

総資産及び運用資産

(単位:百万円)

区分	年度	平成 11 年度末		平成 12 年度末		平成 13 年度末	
			構成比		構成比		構成比
預貯金		14,831	2.5	32,709	5.1	22,868	3.4
コール口		20,000	3.4	20,300	3.2	17,500	2.6
買入金銭債権		—	—	12,995	2.0	—	—
金銭の信託		18,510	3.2	18,663	2.9	14,097	2.1
有価証券		522,178	89.1	542,208	85.1	618,296	90.7
建物		60	0.0	56	0.0	51	0.0
運用資産計		575,581	98.3	626,932	98.3	672,813	98.7
総資産		585,789	100.0	637,214	100.0	681,736	100.0

③利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:百万円)

区分	年度	平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度	
			利回り		利回り		利回り
			%		%		%
預 貯 金		52	0.17	81	0.29	96	0.33
コ ー ル 口 ー ン		18	0.87	40	0.30	2	0.05
買 入 金 銭 債 権		2	0.40	35	0.53	4	0.47
金 銭 の 信 託		436	2.37	207	1.12	197	1.41
有 価 証 券		12,644	2.56	11,274	2.09	10,247	1.75
建 物		—	—	—	—	—	—
合 計		13,153	2.41	11,639	1.92	10,548	1.66

(注)運用利回り(インカム利回り)…資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標(従来から開示)。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

④資産運用利回り

(単位:百万円)

区分	年度	平成 13 年度		
		分子の額	分母の額	資産運用利回り
				%
預貯金		96	29,452	0.33
コールローン		2	5,260	0.05
買現先勘定		—	—	—
買入金銭債権		4	966	0.47
商品有価証券		—	—	—
金銭の信託		338	13,975	2.42
有価証券		10,699	585,943	1.83
公社債		7,541	475,641	1.59
株式		—	—	—
外国証券		2,975	91,806	3.24
その他		181	18,495	0.98
貸付金		—	—	—
建物		—	55	—
金融派生商品		△ 968	—	—
その他		△ 71	—	—
合計		10,101	635,654	1.59

(注)資産運用利回り…資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

⑤時価総合利回り

(単位:百万円)

区分	年度	平成 13 年度		
		分子の額	分母の額	時価総合利回り
				%
預貯金		96	29,452	0.33
コールローン		2	5,260	0.05
買現先勘定		—	—	—
買入金銭債権		4	966	0.47
商品有価証券		—	—	—
金銭の信託		△ 68	14,420	0.00
有価証券		6,693	601,703	1.11
公社債		3,852	490,590	0.79
株式		—	—	—
外国証券		2,763	92,573	2.99
その他		76	18,539	0.41
貸付金		—	—	—
建物		—	55	—
金融派生商品		△ 968	—	—
その他		△ 71	—	—
合計		5,688	651,859	0.87

(注)時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)
+ (当期末評価差額*-前期末評価差額*) + 繰延ヘッジ損益増減
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*
+ 売買目的有価証券に係る前期末評価損益

*税効果控除前の金額による。

⑥ 海外投融資残高、構成比及び利回り

(単位:百万円)

区分	年度	平成 11 年度末		平成 12 年度末		平成 13 年度末	
			構成比		構成比		構成比
外貨建			%		%		%
外国公社債		25,806	32.1	35,235	40.1	57,704	59.7
円貨建							
外国公社債		54,632	67.9	52,665	59.9	38,903	40.3
合計		80,438	100.0	87,900	100.0	96,608	100.0
資産運用利回り						3.24%	
時価総合利回り						2.99%	
海外投融資利回り		3.84%		3.22%		3.18%	

(注)1.「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の月平均運用額で除した比率であります。月平均運用額は、各月末残高の合計÷12により計算しております。

2.平成 13 年度末より新たに「資産運用利回り」「時価総合利回り」を開示しております。

⑦ 商品有価証券

該当ありません。

⑧ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑨ 保有有価証券の種類別残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円)

区分	年度	平成 11 年度末		平成 12 年度末		平成 13 年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
国債		146,706	28.1	144,059	26.6	164,993	26.7
地方債		10,743	2.1	16,574	3.1	20,600	3.4
社債		252,664	48.4	277,770	51.2	330,944	53.5
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		80,438	15.4	87,900	16.2	96,608	15.6
その他の証券		31,625	6.0	15,903	2.9	5,150	0.8
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—
合計		522,178	100.0	542,208	100.0	618,296	100.0

⑩保有有価証券利回り

(単位:%)

区分	年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度		
				インカム・スリ回り	資産運用利回り	時価総合利回り
公 社 債		2.41	1.94	1.49	1.59	0.79
株 式		—	—	—	—	—
外 国 証 券		3.84	3.22	3.18	3.24	2.99
その他の証券		0.93	0.77	1.26	0.98	0.41
合 計		2.56	2.09	1.75	1.83	1.11

(注)1.平成 12 年度までは「インカム・スリ回り」を表示しております。

2.平成 13 年度より「インカム・スリ回り」に加え、「資産運用利回り」「時価総合利回り」を開示しております。

⑪有価証券の種類別の残存期間別残高

・平成 12 年度末

(単位:百万円)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	合 計
国 債	28,593	49,486	46,688	11,290	—	8,000	144,059
地 方 債	—	—	16,574	—	—	—	16,574
社 債	41,655	76,983	144,141	14,989	—	—	277,770
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	18,334	41,403	27,167	—	995	—	87,900
その他の証券	12,092	2,300	1,038	—	473	—	15,903
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	100,676	170,173	235,609	26,280	1,468	8,000	542,208

・平成 13 年度末

(単位:百万円)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	合 計
国 債	21,526	64,530	67,917	—	—	11,018	164,993
地 方 債	—	6,339	14,260	—	—	—	20,600
社 債	38,947	162,834	123,543	5,618	—	—	330,944
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	29,039	46,010	20,601	—	956	—	96,608
その他の証券	61	3,448	1,207	432	—	—	5,150
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	89,574	283,163	227,531	6,050	956	11,018	618,296

⑫業種別保有株式の額

該当ありません。

⑬貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑭担保別貸付金残高

該当ありません。

⑮使途別貸付金残高及び構成比

該当ありません。

⑯業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑰規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑱不動産及び動産明細表

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 11 年度末	平成 12 年度末	平成 13 年度末
建 物	60	56	51
動 産	8	6	6
合 計	69	63	57

⑲公共関係投融资(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
公 社 債	385	—	—
国 債	385	—	—
合 計	385	—	—

⑩住宅関連融資

該当ありません。

⑪各種ローン金利

該当ありません。

V 経理の状況

1 直近の2事業年度における計算書類

保険業法第111条第1項の規定にもとづき公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書等については、商法特例法による中央青山監査法人の監査を受けております。

(1) 貸借対照表

(資産の部)

(単位:百万円)

科目	年度	平成12年度 (平成13年3月31日現在)		平成13年度 (平成14年3月31日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比
			%		%
現金及び預貯金		32,709	5.1	22,868	3.4
現金		0		0	
預貯金		32,709		22,868	
コールローン		20,300	3.2	17,500	2.6
買入金銭債権		12,995	2.0	—	—
金銭の信託		18,663	2.9	14,097	2.1
有価証券		542,208	85.1	618,296	90.7
国債		144,059		164,993	
地方債		16,574		20,600	
社債		277,770		330,944	
外国証券		87,900		96,608	
その他の証券		15,903		5,150	
不動産及び動産		63	0.0	57	0.0
建物		56		51	
動産		6		6	
その他資産		10,270	1.6	8,909	1.3
再保険貸		6,929		5,937	
未収金		461		202	
未収収益		2,289		2,627	
預託金		58		56	
仮払金		289		65	
金融派生商品		241		20	
その他の資産		0		0	
繰延税金資産		43	0.0	26	0.0
貸倒引当金		△ 39	0.0	△ 19	0.0
資産の部合計		637,214	100.0	681,736	100.0

(負債の部)

(単位:百万円)

科目	年度	平成 12 年度 (平成 13 年 3 月 31 日現在)		平成 13 年度 (平成 14 年 3 月 31 日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比
			%		%
保険契約準備金		345,604	54.2	360,957	52.9
支払備金		7,046		178	
責任準備金		338,558		360,778	
受託金		282,477	44.3	296,983	43.6
その他負債		7,536	1.2	10,396	1.5
再保険借		4,294		3,920	
未払法人税等		255		438	
預り金		2		2	
未払金		2,209		4,299	
仮受金		108		11	
金融派生商品		666		1,724	
退職給付引当金		59	0.0	62	0.0
賞与引当金		16	0.0	17	0.0
価格変動準備金		0	0.0	1	0.0
地震保険評価差額金		—	—	11,748	1.7
負債の部合計		635,695	99.8	680,167	99.8

(資本の部)

(単位:百万円)

資本金		1,000	0.2	1,000	0.1
法定準備金		1	0.0	1	0.0
利益準備金		1		1	
剰余金		518	0.1	541	0.1
任意積立金		56		56	
(特別積立金)	(17)		(17)	
(価格変動特別積立金)	(39)		(39)	
当期末処分利益		461		484	
(当期利益)	(35)		(22)	
評価差額金		—		27	0.0
資本の部合計		1,519	0.2	1,569	0.2
負債及び資本の部合計		637,214	100.0	681,736	100.0

(平成 13 年度の注記事項)

1. 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法

- (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
- (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
- (3) 当期からその他有価証券のうち時価のあるものの評価方法について、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成 11 年 1 月 22 日))を適用しております。この結果、従来の方法に拠った場合と比較して評価差額金が 27 百万円、地震保険評価差額金が 11,748 百万円計上されたほか有価証券が 11,791 百万円、繰延税金負債が 15 百万円それぞれ増加しています。

なお、地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額は「地震保険評価差額金」として表示しておりますが、それ以外の評価差額については全部資本直入法により処理しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により算出しております。

(4) 価格変動準備金

価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準を適用しております。

7. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。

8. 責任準備金に係る繰延税金資産については、当社は地震保険の単種目を扱っており、巨額の保険金支払を想定した場合、その回収の確実性を見込むことができないため、計上しておりません。この為、責任準備金については、法人税等相当額を控除した上で繰入又は取崩しております。

9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10. 不動産及び動産の減価償却累計額は、54 百万円であります。

11. 1株当たりの当期利益は、11 円 47 銭であります。

12. 貸借対照表に計上した動産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しております。

13. 商法第 290 条第1項第6号に規定する純資産の額は、27 百万円であります。

14. 繰延税金資産の総額は 41 百万円、繰延税金負債の総額は 15 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、未払事業税 24 百万円、退職給付引当金 12 百万円、賞与引当金 4 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金 15 百万円であります。

15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

科目		平成 12 年度 (平成 12 年 4 月 1 日から 平成 13 年 3 月 31 日まで)		平成 13 年度 (平成 13 年 4 月 1 日から 平成 14 年 3 月 31 日まで)	
		金額		金額	
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	68,287		73,430	
	保 険 引 受 収 益	58,114		62,860	
	正味収入保険料	52,637		50,859	
	支払備金戻入額	-		6,867	
	積立保険料等運用益	5,476		5,133	
	資 産 運 用 収 益	10,141		10,546	
	利息及び配当金収入	11,431		10,351	
	金銭の信託運用益	494		338	
	有価証券売却益	1,855		723	
	為替差益	1,684		4,233	
	その他運用収益	152		34	
	積立保険料等運用益振替	△	5,476	△	5,133
	そ の 他 経 常 収 益	31		23	
	経 常 費 用	67,752		72,722	
	保 険 引 受 費 用	57,167		61,771	
	正味支払保険金	3,179		17,055	
	損害調査費	190		1,143	
	諸手数料及び集金費	21,539		21,352	
	支払備金繰入額	7,042		-	
	責任準備金繰入額	25,214		22,219	
	資 産 運 用 費 用	4,537		5,578	
有価証券売却損	1,164		271		
金融派生商品費用	3,369		5,201		
その他運用費用	4		105		
営業費及び一般管理費	850		819		
そ の 他 経 常 費 用	5,197		4,552		
支払利息	5,197		4,552		
経 常 利 益	534		707		
特 別 利 益	31		-		
退職給付引当金戻入額	31		-		
特 別 損 失	0		0		
不動産動産処分損	0		-		
価格変動準備金繰入額	0		0		
税 引 前 当 期 利 益	565		707		
法 人 税 及 び 住 民 税	527		682		
法 人 税 等 調 整 額	3		1		
当 期 利 益	35		22		
前 期 繰 越 利 益	426		461		
当 期 未 処 分 利 益	461		484		

(平成 13 年度の注記事項)

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	102,517 百万円
支払再保険料	51,657 百万円
差引	50,859 百万円

2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	17,113 百万円
回収再保険金	58 百万円
差引	17,055 百万円

3. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

受再保険手数料	21,352 百万円
計	21,352 百万円

4. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	96 百万円
コールローン利息	2 百万円
買入金銭債権利息	4 百万円
有価証券利息	10,247 百万円
計	10,351 百万円

5. 金融派生商品費用中の評価損益は 1,704 百万円の損であります。

6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	会計年度	平成 12 年度 (平成 12 年 4 月 1 日から 平成 13 年 3 月 31 日まで)	平成 13 年度 (平成 13 年 4 月 1 日から 平成 14 年 3 月 31 日まで)
		金額	金額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益		565	707
減価償却費		7	6
支払備金の増加額		7,042	△ 6,867
責任準備金の増加額		25,214	22,219
受託金の増加額		16,992	14,505
貸倒引当金の増加額		△ 2	△ 20
退職給付引当金の増加額		△ 32	3
賞与引当金の増加額		△ 0	0
価格変動準備金の増加額		0	0
利息及び配当金収入		△ 11,431	△ 10,351
有価証券関係損益		△ 691	△ 451
為替差損益		△ 2,236	△ 3,015
不動産動産関係損益		0	—
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		△ 545	1,478
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		1,392	1,619
その他		288	1,153
小計		36,563	20,989
利息及び配当金の受取額		12,141	10,601
法人税等の支払額		△ 429	△ 488
営業活動によるキャッシュ・フロー		48,276	31,102
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増加額		△ 6,000	△ 2,100
金銭の信託の減少による収入		—	4,718
有価証券の取得による支出		△ 402,032	△ 312,640
有価証券の売却・償還による収入		369,409	251,184
II ①小計		△ 38,623	△ 58,838
(I + II ①)		(9,653)	(△ 27,735)
不動産及び動産の取得による支出		△ 0	△ 1
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 38,623	△ 58,839
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V. 現金及び現金同等物の増加額		9,652	△ 27,736
VI. 現金及び現金同等物期首残高		39,062	48,714
VII. 現金及び現金同等物期末残高		48,714	20,978

(注)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	(平成13年3月31日現在)		(平成14年3月31日現在)	
現金及び預貯金		32,709		22,868
コールローン		20,300		17,500
買入金銭債権		12,995		—
有価証券		542,208		618,296
預入期間が3ヶ月を超える預貯金	△	17,290	△	19,390
現金同等物以外の有価証券	△	542,208	△	618,296
現金及び現金同等物		48,714		20,978

(単位:百万円)

2. II ①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいいます。
 3. (I + II ①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいいます。
 4. キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

(4) 利益処分

(単位:百万円)

科目 \ 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
当 期 未 処 分 利 益	426	461	484
次 期 繰 越 利 益	426	461	484

(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
1 株 当 た り 配 当 金	—	—	—
1 株 当 た り 当 期 利 益	11.58円	17.50円	11.47円
配 当 性 向	—	—	—
1 株 当 た り 純 資 産 額	742.18円	759.68円	784.73円
従業員1人当たり総資産額	26,626	31,860	34,086

(注) 1. 1株当たり当期利益は $\frac{\text{当期利益}}{\text{期中平均株数 (加重平均)}}$ により算出しております。

2. 従業員1人当たり総資産額は $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しております。

2 リスク管理債権

(1) 破綻先債権

該当ありません。

(2) 延滞債権

該当ありません。

(3) 3ヶ月以上延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。

(5) リスク管理債権の合計額

該当ありません。

3 債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 要管理債権

該当ありません。

(4) 正常債権

該当ありません。

4 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

区分		年度	平成 12 年度末	平成 13 年度末
(A)	ソルベンシー・マージン総額		295,971	319,018
	資本の部合計（社外流出予定額、繰延資産およびその他有価証券評価差額金を除く）		1,519	1,542
	価格変動準備金		0	1
	異常危険準備金		294,412	312,523
	一般貸倒引当金		39	19
	その他有価証券の評価差額（税効果控除前）		—	4,933
	土地の含み損益		—	—
	負債性資本調達手段等		—	—
	控除項目		—	—
	その他		—	—
(B)	リスクの合計額 $\sqrt{R1^2 + (R2 + R3)^2} + R4 + R5$		313,513	313,817
	一般保険リスク相当額 (R1)		—	—
	予定利率リスク相当額 (R2)		—	—
	資産運用リスク相当額 (R3)		7,296	7,594
	経営管理リスク相当額 (R4)		6,147	6,153
	巨大災害リスク相当額 (R5)		300,070	300,070
(C)	ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$		188.8	203.3

（注）上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定にもとづいて算出しております。

◎ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等にもとづき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。

「通常の予測を超える危険」（リスクの合計額）：①～⑤の総額

- ①保険引受上の危険： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険および通常の予測を超える巨大災害（関東大震災等）により発生し得る危険
- ②予定利率上の危険： 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

- ③資産運用上の危険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の前測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④経営管理上の危険： 業務の運営上通常の前測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤巨大災害に係る危険： 通常の前測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険

「損害保険会社が有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)

損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

(1) 有価証券

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

③ その他有価証券で時価のあるもの

・平成 12 年度末

(単位:百万円)

区 分	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	公 社 債	401,211	416,262	15,051
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	71,889	73,272	1,382
	そ の 他	9,500	9,561	61
	小 計	482,600	499,096	16,496
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	公 社 債	37,192	37,090	△ 103
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	16,011	15,394	△ 616
	そ の 他	473	456	△ 17
	小 計	53,677	52,941	△ 737
合 計		536,277	552,037	15,760

・平成 13 年度末

(単位:百万円)

区 分	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	公 社 債	424,938	436,807	11,868
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	80,142	86,067	5,925
	そ の 他	—	—	—
	小 計	505,080	522,875	17,794
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	公 社 債	80,339	79,730	△ 608
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	10,659	10,540	△ 119
	そ の 他	2,873	2,812	△ 60
	小 計	93,872	93,083	△ 789
合 計		598,953	615,958	17,005

④ 当期に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

⑤ 当期に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	平成 12 年度			平成 13 年度		
	売却額	売却益合計	売却損合計	売却額	売却益合計	売却損合計
その他有価証券	266,629	1,855	1,164	144,748	723	220

⑥ 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

種 類	平成 12 年度末	平成 13 年度末
貸 付 信 託	5,930	2,337

(2) 金銭の信託

(単位:百万円)

種 類	平成 12 年度末			平成 13 年度末		
	貸借対照表計上額	時価	評価損益	取得原価	貸借対照表計上額	差額
金 銭 の 信 託	18,663	19,018	444	14,060	14,097	37

(3) デリバティブ取引情報

① 取引の状況に関する事項

当社では外貨建資産に係る将来の為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引を行っているほか、債券に係る将来の金利変動リスクを軽減する目的で、債券店頭オプション取引を行っております。

当社が利用しているデリバティブ取引は相場の変動による市場リスクを有しておりますが、現物資産をヘッジする目的で行っているため、当該取引の損失のみが発生することはありません。また取引先は信用度の高い金融機関であるため、契約不履行等の信用リスクはほとんどないものと認識しております。

当社のデリバティブ取引の状況は取引執行部門と分離したリスク管理部門がチェックし、定期的に常務会等へ報告しております。

② 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が、そのままデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を表すものではありません。

③デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益

(イ) 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	平成 12 年度末			平成 13 年度末				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売 建								
	米 ド ル	11,879		12,434	△555	32,661	33,934	△1,273	
	ユ ー ロ	11,765		11,775	△ 10	13,192	13,398	△ 205	
	通貨スワップ								
	受取円・支払米ドル	3,893	3,893	96	96	3,893	△ 235	△ 235	
合 計	—	—	—	△469	—	—	—	△1,713	

(注) 時価の算定方法

1. 為替予約取引……………為替相場は先物相場を使用しております。
2. 通貨スワップ取引………取引先の金融機関から提示された価格によっております。

(ロ) 債券関連

(単位:百万円)

区分	種類	平成 12 年度末			平成 13 年度末				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引	債券店頭オプション取引								
	売 建								
	コ ー ル	20,000				—			
	(オプションプレミアム)	(107)	—	63	43	—	—	—	
	プ ッ ト	—				6,000			
	(オプションプレミアム)	—	—	—	—	(11)	—	2	9
合 計	—	—	—	43	—	—	—	9	

(注) 時価の算定方法はオプション価格計算モデル等によっております。

(4) その他

該当ありません。

VI 損害保険用語の解説

あ行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の目的が建物の場合、地震等により損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業保険に対比されます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、自家用自動車に対する自動車保険などが家計保険に属します。

危険準備金

将来生じうる保険契約上の債務である地震等による保険金等の支払いに備えて、保険会社が積み立てる準備金をいいます。

貸借対照表上、責任準備金の内訳科目であり、当社ではその大部分を危険準備金が占めています。

さ行

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くために

は同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。再保険料の取り決め方は再保険の形態によって異なります。

再保険金

再保険契約にもとづき、受再者が出再者に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険専門会社

元受保険事業は行わず、もっぱら保険会社を相手とする再保険事業を行う会社のことをいいます。

再保険手数料

受再保険者が出再保険者へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

火事などで失われた建物を建て直す場合、実際にかかる費用から使用による消耗分を差し引いて建物の価値を計算した価額を時価額といいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料および集金費を総称しています。

支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

受託金

地震保険におけるB特約にもとづく再保険料および果実の元受社等からの委託額のことをいいます。

出再会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除する)し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した保険料のことです。損害保険事業の成績は、この正味収入保険料でみるのが通常です。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全損

地震保険における全損とは、保険の目的が建物の場合には、地震等により損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等によって政府および保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。

総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大震災程度のものが再発生した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目途に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようなことがあれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行**大数の法則**

サイコロを振って1の目が出る確率は振る回数が多くなるほど6分の1に近づきます。このような個々の確率は必ずしも一定でないとしても、大量の事例を観察すると確率が一定の値に近づくことを大数の法則といいます。保険料の算定のもとになる保険事故の確率は、大数の法則に基づいて算出されます。

特約再保険

出再者と受再者との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めが締結され、これにもとづいて特約の対象となる元受保険契約が自動的にかつ包括的に再保険される契約をいいます。

超過損害額再保険特約

1事故による損害額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

は行

半損

地震保険における半損とは、保険の目的が建物の場合には、地震等により損害を受け、主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が、その建物の保険価額の 20%以上 50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 20%以上 70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の 30%以上 80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた土地および時における保険の目的の価格をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は責任を負います。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

ま行

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を「元受保険契約」といいます。これに対して保険会社が、引き受けた契約の一部ないし全部を他の保険会社と再び保険契約することを「再保険契約」といいます。

元受社

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社といいます。